



**WORLD
OLYMPIANS**
ASSOCIATION



定款

および

細則

2015年10月22日

発効

(細則は2019年5月29日および2020年8月11日改訂)

世界オリンピックズ協会 定款

第1条：法的地位

- 1.1 世界オリンピックズ協会（以下「WOA」）は、スイス民法の第60条から第79条に基づき、かつそれらの条項に準拠して非営利社団として本定款によって設立される独立した国際的な非政府組織である。
- 1.2 WOAは、永久的な法人格および永続継承権、ならびに、契約を締結し、あらゆる裁判所においてあらゆる訴訟および手続の方法において訴訟を起こし、訴訟の対象となり、かつそれが自然人であるかのようにその使命および目的を追求するためにその他のあらゆることを行う権限を有する法人である。本定款は、WOAの基本的な定款文書である。
- 1.3 WOAは、1995年11月21日にスイスのローザンヌで開催された第1回総会において設立され、1996年にジョージア州アトランタで開催された国際オリンピック委員会（以下「IOC」）の第105回総会で、オリンピック憲章の規則3に従って、IOCによって承認団体として承認された。WOAは、オリンピック・ムーブメントの独立した、けれども欠くべからざる一部であり、オリンピック憲章に掲げる根本原則に準拠している。
- 1.4 この組織は、「World Olympians Association」（世界オリンピックズ協会）と呼ばれ、あらゆる言語における公式に承認された略語は「WOA」である。WOAの公用語は英語とフランス語であり、本定款またはその他のあらゆるWOA文書に関してこれら2つの言語の間に曖昧さが存在する場合、関連文書において別段の明示的な定めがある場合を除き、英文が優先するものとする。

第2条：解釈

本定款において、以下の用語は、以下に記載の意味を有する。

21. 「細則」とは、本定款の別紙に記載する細則であって、第11条に従って随時変更されるものを意味する。
22. 「大陸別グループ」とは、一つの大陸に国が所在するすべての会員を意味する。この定義において、IOCによって承認された大陸はアフリカ、南北アメリカ、アジア、ヨーロッパ、オセアニアの5つである。
23. 「理事会」とは、WOAの業務の運営を担う機関であって、第8条に述べるものを意味する。
24. 「総会」とは、WOAの最高統治機関を意味し、第7条に述べる全体会議においてWOAの会員を代表する資格を有する個人で構成される。
25. 「IOC」とは、オリンピック憲章に基づき設立された国際オリンピック

委員会を意味する。

26. 「NOA」とは、その国のNOCによって承認された国内オリンピックズ協会を意味する。
27. 「NOC」とは、国内オリンピック委員会を意味する。
28. 「役員」とは、第9条に述べる個人を意味する。
29. 「オリンピック」とは、IOCによって随時、オリンピックとみなされるあらゆる個人を意味する。
210. 「オリンピズム」とは、オリンピック憲章に定める根本原則によれば、肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させ、努力、卓越性、良い模範、尊重を通じて、スポーツを文化、教育と融合させる生き方の哲学を意味する。オリンピズムの目的は、人間の尊厳を保持しつつ人間の強い願望を満たす平和な社会が普遍的存在となるよう促すために、いたるところで人類のためにスポーツを役立てることである。

第3条：使命と目的

3.1 使命

WOAの使命は、オリンピックを団結させ、オリンピックを代表し、オリンピックの生涯を通じてオリンピックのニーズを満たし、オリンピズムを推進することである。

3.2 目的

WOAは、IOCおよびオリンピック・ムーブメントと協力して以下の目的を果たすために設立された。

321. 世界のオリンピックを結集し、オリンピックの地位と経験を生かして世界中でオリンピズムの理想を推進し発展させるよう奨励する。
322. オリンピックの利益を代表し推進するとともに、オリンピックの人生のあらゆる段階において支援を提供する。
323. WOAの使命と目的のために尽くす活動的な正会員を増やす。
324. オリンピック憲章に掲げる根本原則と一致する公益目的および教育的目的のために活動する。

第4条：収入および財産

WOAの収入および財産は、その使命と目的の実現のためにのみ充当されるものとし、その収入または財産のいずれの部分も、NOA、NOAの会員もしくは理事会メンバーまたは総会に直接的・間接的に支払われ、または譲渡されないものとする。

理事会は、本定款の精神およびIOCの方針に基づくWOA経費方針（以下、「WOA経費方針」という）を設けるものとする。このWOA経費方針は、NOA、WOA理事会および総会のメンバーに対し、WOAにおけるその各々の職務の遂行に関連する個人的な事務経費の一部について、個人的な支払いおよび／または資金の移動を認めるものとする。

第5条：会員

5.1 WOAの会員は、以下のカテゴリーで構成されるものとする。

5.1.1. 正会員：IOCによって承認されたNOCを有する国における適格なNOA。NOAは、細則において随時定められるWOA資格基準を満たし、総会によって認められた場合、適格となる。

5.1.2. 暫定会員：正会員資格を満たしていないNOA。その国の多数のオリンピック選手を代表しているが、WOA会員となるための申請手続を完了しておらず、総会によって限定的な権利を有する会員として認められている国内組織など。

5.2 WOAの会員の権利および責任、会員の適格性、会員資格の一時停止および解除に関する規則、ならびに会員に関するその他の規定は、細則および細則に基づき作成される規約において随時定めるものとする。

5.3 正会員または暫定会員は、WOAのエンブレムまたはその一部をWOAの書面による事前の同意なく使用することはできない。また、「オリンピック」という単語またはオリンピック・リングに関連するいかなる単語もしくはマークも、WOAの書面による同意なく使用することはできず、その使用について、WOAはIOCに助言を求め、その書面による同意を得るものとする。

5.4 各正会員および暫定会員は、当該会員のNOAが所在する国の地理的場所によって、大陸別グループに所属するものとする。当該大陸別グループは、WOA定款の本改訂版が発効した後に編成されるものとする。

5.5 WOAの各会員の金銭的責任は、年会費および当該会員が支払うべき会費の未納分として当該会員が支払うべき金額に限定される。WOAの債務について、会員にはその他の一切の責任はないものとする。

第6条：組織体制

6.1 WOAの機関は、総会と理事会である。

6.2 理事会は、WOAの使命、目的、狙いおよび目標を果たすために必要な任務を遂行するために、理事会が決定し得る権限および責務を有する委員会やその他の組織もしくは団体を随時設立することができる。

第7条：総会

- 7.1 総会は、WOAの最高統治機関である。総会は、WOAの効果的な運営ならびにその使命および目的の推進に求められる、本定款に基づき必要かつ容認された行動をとる権利を有するものとする。
- 7.2 総会の責務には、以下が含まれるがこれらに限定されない。
- 7.2.1. WOAの定款および細則の遵守に留意する。
 - 7.2.2. WOAの会員の加盟、会員資格の一時停止または解除を承認する。
 - 7.2.3. 理事会の役員を選出する。
 - 7.2.4. WOAの監査済み財務書類を検証し承認する。
 - 7.2.5. 定款を修正する。
 - 7.2.6. 本定款によって要求されるその他の職務を遂行する。
- 7.3 総会は、各正会員により指名された出席している1名または2名の代表と、各暫定会員により指名された暫定会員の出席している代表1名で構成されるものとする。
- 7.4 当該代表らは、総会で議長の許可に従い発言する権利を有するものとする。各正会員は、1票を有するものとし、その票は代表出席者のうちの1名によって投じられる。当該代表は、オリンピックでなければならない。暫定会員は、投票権を持たない。
- 7.5 総会は、4年に1度、オリンピックアード競技大会の開催年に開催されるものとする。この総会は、オリンピックアード競技大会後に、理事会が招集した日時および場所で行われる。
- 7.6 加えて、理事会によって、または正会員の3分の1以上の請願書により、それ以外のいつでも臨時総会を招集することができる。臨時総会は、事前に会員に提供される議題に明記された議事のみを取り上げることができ、当該議題は細則に従って合意されるものとする。
- 7.7 総会または臨時総会の60日以上前に、書面による通知が各正会員および各暫定会員に、細則に定める方法で通知されなければならない。総会について通知を受ける資格のある者に誤って通知しなかったことは、当該会議で可決された決議の有効性に影響しない。
- 7.8 総会は、本定款または細則によって明示的に付託された事案について決定を下すものとする。ただし、細則におけるいかなる規定も、本定款の条件と矛盾しないものとする。
- 7.9 総会または臨時総会の議事進行は、細則に定める規則に準拠するものとする。

第8条：理事会

8.1 権限

本定款および細則に従って、理事会は、総会と総会との間にWOAを効果的に運営するために必要なあらゆる行動をとる、またはあらゆる決定を下す権限を有するものとする。

8.2 責務

理事会の責務には、以下が含まれるがこれらに限定されない。

8.2.1. WOAの業務および資源を管理し、WOAの運営を監督する。

8.2.2. 本定款およびその細則に従ってWOAを代表する。

8.2.3. 活動および成果を総会に報告する。

8.2.4. WOAの財務を管理し、監査済みの年次財務書類を含む年次報告書を作成する。

8.2.5. 総会の議題を策定する。

8.2.6. 郵便投票を実施し認証する。

8.2.7. 本定款およびその細則の変更を提言する。

8.2.8. 必要に応じて随時、細則を変更する。

8.2.9. 総会によって割り当てられた任務を遂行する。

8.3 任命

理事会は、選出理事、大陸別理事、任命理事で構成される。第8.3.6条に述べる投票権を持たない選任理事を除くすべての理事は、投票権を含む完全な権利を有するものとする。選出理事は、細則に従ってかつ細則に定める任期で、かつ第8.3条および第8.4条に従うことを条件として正会員によって選出され、以下で構成されるものとする。

8.3.1. 会長

8.3.2. 事務総長

8.3.3. 会計役

第8.3条および第8.4条に従うことを条件として、大陸別理事は、細則に従ってかつ細則に定める任期で、大陸別グループによって選出され、以下で構成されるものとする。

8.3.4. 各大陸別グループ出身の男性の理事1名と女性の理事1名
任命理事は、以下のとおりとする。

8.3.5. IOC会長によって任命されたIOCの指定代表5名。これらの者は、投票権を含む完全な権利を有するものとする。

8.3.6. WOA会長の推薦に基づき随時、理事会によって認められた投票権を持たない選任理事。ただし、理事会メンバーの総数は20名を超えないものとする。

8.4 適格性

以下に該当しない限り、いかなる者も理事会に選出または任命することはできない。

- 84.1. 自然人であること
- 84.2. 18歳以上であること
- 84.3. 第8.3.5条および第8.3.6条に従って任命された者の場合を除き、オリンピックであること
- 84.4. 正会員の代表であること

8.5 解任

理事会のすべてのメンバーは、有効なオリンピック憲章、IOC倫理規程およびWOA行動規範を遵守するものとする。細則は、理事会メンバーを解任できる根拠を明記するものとする。

第9条：役員

第8.1条に定める一般的な責任に加えて、一部の理事会メンバーは、以下の追加的な責任を負うものとする。

9.1 会長

会長は、以下を行うものとする。

- 9.1.1. あらゆる役員会、理事会および総会の議長を務める。
- 9.1.2. WOAの会議を招集する。
- 9.1.3. 理事会の決議について賛否が同数であった場合に、決定票を投じる。
- 9.1.4. すべてのWOA委員会の職権上の委員を務める。

9.2 事務総長

事務総長は、以下を行うものとする。

- 9.2.1. 理事会が随時要求する管理、コミュニケーション、財務その他の職務を果たす。
- 9.2.2. すべての委員会の職権上の委員を務める。

9.3 会計役

会計役は、以下を行うものとする。

- 9.3.1. WOAの財務機能を監督する。
- 9.3.2. 適切な財務書類および財務記録が維持されるように図る。
- 9.3.3. 第12.2条に基づき要求されるWOAの年次監査を監督する。

第10条：仲裁

WOAに関連して生じるあらゆる未解決の紛争は、WOAがその単独の裁量で、該当する場合は、スポーツに関する仲裁規定に従って、スイスのローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所の拘束力を有する仲裁に付託することができる。

第11条：変更および解散

- 11.1 本定款および細則は、定足数を満たした総会または臨時総会で投じられた投票総数の3分の2によって可決された決議によって変更することができる。細則は、定款の規定と矛盾することはできず、定款の規定が常に優先する。
- 11.2 上記の第11.1条にかかわらず、細則は、定足数を満たしている理事会で投じられた投票総数の3分の2によって可決された決議によって変更することができる。
- 11.3 変更は、総会または理事会によって採択され次第、即時に発効するものとする。改訂後の定款は、適切な時期に公表され、会員および必要に応じてその他の団体に配布される。
- 11.4 WOAは、解散のみを議題とする、定足数を満たした総会または臨時総会で投じられた投票総数の3分の2によって可決された決議によって解散することができる。
- 11.5 第11.1条の目的での定足数は、WOA正会員代表の過半数（半数プラス1）であり、第11.2条の目的での定足数は、投票権を持つ理事会メンバーの過半数（半数プラス1）である。
- 11.6 WOAの解散時に、そのあらゆる債務および負債を返済した後に何らかの財産が残る場合、当該財産は、会員に支払われず、または会員の間で分配されないものとし、IOCに、あるいはIOCがもはや存在しない場合は総会または臨時総会によって承認された慈善目的に与えられる、または譲渡されるものとする。

第12条：一般規定

12.1 免責および補償

故意の違反行為または不正な活動に関連するものを除き、いかなる理事会メンバーも、WOAの負債または債務について賠償責任を負わないものとし、また、いかなる当該個人も、その責務の執行に関連する金銭的損害賠償について、WOAまたはその会員に対して賠償責任を負わないものとする。WOAは、理事会メンバーがWOAのための責務を誠実にかつ相当の注意を払って履行したことによって生じたあらゆる債務、負債および費用について、適用法によって認められる最大の範囲で、すべての理事会メンバーを補償し、損害を与えないものとする。

12.2 財務書類

理事会は、あらゆる適用法規に準拠した財務書類の作成を可能にするために、適切な会計帳簿を維持するものとする。帳簿がWOAの状態について真正かつ公正な概観を与え、WOAの取引を表示して説明し、いつでもWOAの財政状態を合理的な正確性をもって開示している場合、適切な帳簿が維持されているとみなされ、また十分であるとみなされるものとする。WOAの年次監査は、IOCの承認を受けた国際的に認められた監査事務所によって、一般に認められた会計原則に従い実施されるものとする。当該監査済み財務書類は、情報としてNOAに毎年送付され、検討と承認を求めるために総会で提示されるものとする。

12.3 契約

理事会によって別途決定された場合を除き、WOAは、会長の署名と、会計役または事務総長のいずれか一方の署名によって、契約を締結することができる。会長に事故があるとき、WOAは、会計役と事務総長の署名によって契約を締結することができる。本条の目的上、証明付きの電子署名で十分とする。

第13条：発効

- 13.1 本定款は最初に、1995年11月21日にスイスのローザンヌで開催された設立会議におけるWOAの第1回総会における承認をもって発効した。
- 13.2 本定款は、その後開催された以下に記載するWOAの総会で変更された。
 - 13.2.1. 1999年12月7日、スイス・ローザンヌ（改訂版の採択）
 - 13.2.2. 2003年11月29日、スイス・ローザンヌ（変更）
 - 13.2.3. 2007年10月6日、スイス・ローザンヌ（変更）
 - 13.2.4. 2011年11月26日、スイス・ローザンヌ（変更）
 - 13.2.5. 2015年10月22日、ロシア・モスクワ（改訂版の採択）

定款別紙

世界オリンピックズ協会細則

1 定義

本細則において、以下の用語は、以下に記載の意味を有する。

- 1.1 「議長」とは、細則10または16.4に従って随時、議長に指名される者を意味する。
- 1.2 「定款」とは、本細則が付属されるWOA定款（随時の変更を含む）を意味する。
- 1.3 「選挙会」とは、細則6.1.1に従って4年に1度開催される総会を意味する。
- 1.4 「パラリンピアン」とは、国際パラリンピック委員会（IPC）によって随時、パラリンピアンとみなされるあらゆる個人を意味する。
- 1.5 「宛先」とは、電子通信のために使用される数字またはアドレスを意味する。

WOA定款によって定義されるあらゆる単語および用語は、文脈上、別の意味に解釈する必要がある場合を除き、WOA細則において同様の意味を有する。

2 WOA定款への従属

本細則は、WOA定款に従属する。不一致がある場合、WOA定款の規定が優先するものとする。

会員

3 会員申請

- 3.1 NOAは、以下の場合、正会員になるものとする。
 - 3.1.1 当該NOAが資格基準に適合していると理事会が判断し、正会員として推薦し、かつ、
 - 3.1.2 総会が当該NOAを正会員として受け入れることを過半数投票によって決定する。
- 3.2 NOAは、以下の場合、暫定会員になるものとする。
 - 3.2.1 WOAに正会員申請を行ったものの、理事会が資格基準に適合していないと判断し、暫定会員として推薦している、または
 - 3.2.2 WOAに暫定会員申請を行っており、かつ、
 - 3.2.3 総会が当該NOAを暫定会員として受け入れることを過半数投票によって決定する。
- 3.3 本細則3において、資格基準とは、NOAが以下のすべてに該当することである。

- 3.3.1 理事会が随時要求する書式で正会員申請を行っており、最善の努力を尽くして、その創立総会にあらゆるオリンピックを招待していること
- 3.3.2 WOAの使命と目的を支持し、オリンピック憲章、IOC倫理規程、WOA行動規範を遵守し、WOAの要請、規則またはガイドラインを可能な限り遵守および／または実行することに同意していること
- 3.3.3 IOCによって承認されたNOCを有する国のNOAであり、当該NOCの書面による支持を得ていること
- 3.3.4 その会員資格がすべてのオリンピックに平等に開かれており、投票権のない名誉会員を除き、その会員がオリンピックのみで構成されている、またはNOAがオリンピックとパラリンピアンでこうせいされることを選択した場合、そのように構成されていること
- 3.3.5 永続的に存在する非営利の自治組織であり、純粹に商業的な組織または政治的な組織ではないこと
- 3.3.6 選出された役員を有しており、その過半数（ただし、必ず会長を含む）が、どの年でも大部分の期間にわたり、当該NOAの国の居住者であること
- 3.3.7 WOAの定款および細則を遵守することに同意し、WOAによって書面で承認された定款を有し、かつ、理事会が受け入れることのできる形で、WOAの書面による事前の同意なく定款を変更しないことに同意していること
- 3.3.8 免除されていない限り、WOAに支払うべきあらゆる金額を支払っていること
- 3.3.9 理事会が随時定める申請料を支払っていること
- 3.4 会員資格の認定および維持のための手続は、以下のとおり行われる。
 - 3.4.1 WOAがNOAに認定証を発行する。認定証は、次の総会の開始の前日までの4年間のみ有効である。
 - 3.4.2 WOAはNOAに対しいつでも、NOAの役員およびその選出、会員、活動に関する情報およびその更新、ならびにNOAが優良な会員であることを確認にするために合理的に求めるその他の情報を提供するように求めることができる。NOAが求められた情報を適時に提供しない場合、その会員資格は即時に失効し、会員資格の再申請を行わなければならない。
 - 3.4.3 各総会前に、各NOAは、総会に出席し投票することを認められ、かつその認定証の更新を受けるために、WOAが合理的に求める情報および更新を提供しなければならない。求められる情報には、**選出されたNOA役員全員**の氏名および連絡先、**選出されたNOA役員全員**の居住地申告書、出席者のリストと各候補者に投じられた票数を記載した選挙会の議事録、ならびに適宜、最新の定款その他の正式な記録文書などが含まれる。NOAが求められた情報を適時に提供しない場合、その会員資格は総会前に失効し、会員資格の再申請を行わなければならない。

3.4.4 NOAの会員資格または会員資格の更新についてNOAまたはオリンピック個人から表明された懸念はWOA理事会に付託され、検討と必要な場合は裁定を求めるものとする。

4 年会費

理事会は、年会費を課すことができる。年会費は、会員種別によって金額を変えることができ、各年についてその年の1月1日に支払われるものとする。1月1日より後に会員資格を一時停止された、または会員資格を喪失した正会員または暫定会員に対し、会費のいかなる部分も返金されないものとする。総会は、課すことのできる会費の水準を制限することができ、または、会費を課す理事会の権限を一時停止することができる。

5 会員に対する制裁、会員資格の一時停止および解除

- 5.1 理事会は、即時発効で会員に制裁を課すことができる。制裁を受けた会員は、不服申し立ての権利を有する。理事会はまた、その措置がWOAの最善の利益にかなうと考える場合、正会員または暫定会員の会員資格を一時停止または解除することができる。優良であり続けるため、および／または会員に対する制裁、会員資格の一時停止もしくは解除を避けるために、会員は最低でも本細則の3.3項に記載する資格基準を遵守し続けなければならない。WOA総会および／または理事会が下した決定、ならびにオリンピック憲章とIOC倫理規程を含め、WOAおよび／またはIOCが決定したあらゆる規則、ガイドライン、手続または慣行に従わなければならない。理事会は、会員が本条項に従っているかどうかを判断するために懲戒委員会を設置することができ、本5.1項および5.2項に従うことを条件として、適切とみなす制裁を課す権限を有する。懲戒委員会は、WOA会長が選んだ3名の委員で構成され、理事会が随時同意する手続に従って活動するものとする。
- 5.2 総会は、総会で投じられた投票総数の3分の2の票をもって、正会員または暫定会員の会員資格を一時停止または解除することができる。会員資格の一時停止または解除を決定するための総会での投票は、当該会員に対し、提案されている動議について60日前までに通知され、かつ総会での発言権が与えられている場合にのみ行うことができる。
- 5.3 正会員または暫定会員は、以下のいずれかの場合、即時に会員資格を失うものとする。
- 5.3.1 WOAへの書面での通知をもって脱退する場合
 - 5.3.2 解散、またはその他の方法で消滅する場合
 - 5.3.3 細則3.3に定めるすべての会員要件を満たさなくなった場合
 - 5.3.4 WOAが未払金について会員に通知後3カ月以内に、WOAに支払うべき金額を支払わない場合
 - 5.3.5 総会での投票総数の3分の2をもって除名された場合
- 5.4 いかなる正会員または暫定会員も、その会員資格を他の団体に譲渡することはできない。

総会

6 総会の招集

6.1 総会は、以下の時期に開催されるものとする。

6.1.1 特別な事情がない限り、4年に1度、オリンピックアード競技大会の開催年。この総会は、「選挙会」と呼ばれるものとし、理事会が求める日時および場所で開催される。特別な事情がある場合、理事会は、前回の選挙会から4年後にできる限り近い時期に開催するように努めるものとする。

6.1.2 その他必要とされる時期。この会議は、臨時総会と呼ばれるものとする。

6.2 会長は、理事会の承認をもって、臨時総会を招集することができる。

6.3 会長は、正会員の3分の1以上が署名した、臨時総会の議事を記載した開催提案についての書面による請求を受領した場合、臨時総会を招集するものとする。

6.4 総会または臨時総会は、60日以上前までに会議の日時、場所および議題を記載した書面による通知により招集するものとする。各正会員および各暫定会員は、総会または臨時総会の通知を受領する資格を有するものとする。本細則に定める場合を除き、総会または臨時総会においては、当該通知に記載されていない議事を検討しないものとする。すべての細則は、総会にも臨時総会にも同様に適用される。ただし、臨時総会の議題を構成することができるのは、事前に会員に提供される議題に明記された議事のみとする。会議は、対面、電子的手段またはその2つの組み合わせによって開催することができる

7 総会における決議の要請

7.1 会長は、要請する決議の文面を記載し、総会の30日以上前に受領される書面による通知を受領次第、当該決議が当該総会に含まれるように図るものとし、WOAは7日以内にすべての会員に当該決議の文面を通知するものとする。

7.2 正会員が総会において、決議を議題に追加するよう要請した場合、これは別の正会員によって支持されなければならない。有効な提案を受領次第、議長は、議題に決議を含めることについて投票を求めるものとする。投票した出席者の過半数が議題に決議を含めることに同意した場合、議長はその裁量で、会議のどの時点で決議について討議し、投票すべきかを決定するものとする。

8 総会の定足数

定足数は、正会員の代表者の過半数（半数プラス1）とする。

9 延会

9.1 総会の開始予定時刻から半時間以内に出席者が定足数に満たない場合、または会議中に定足数を満たさなくなった場合、議長はその総会を延会にしなけ

ればならない。

9.2 総会の議長は、以下のいずれかの場合、出席者が定足数をみたしている会議を延会にすることができる。

9.2.1 総会が延会に同意している場合

9.2.2 議長の判断において、総会の出席者の安全を守るため、または議事が秩序ある方法で行われるようにするために延会が必要と思われる場合

9.2.3 大陸別グループの選挙会を実施できるようにするため

9.3 総会を延会にする場合、議長は、以下を行わなければならない。

9.3.1 延会の日時および場所を明示する、または理事会が定める日時および場所で継続することを宣言し、かつ

9.3.2 延会の日時および場所に関して、総会によって与えられた指示があればその指示を考慮する

9.4 延会が当初の総会から60日以上後に開催される場合、WOAは、正味30日（すなわち、延会の開催日と通知される日を除く）以上前に以下の通知を行わなければならない。

9.4.1 総会の通知を行う必要がある同一の者宛てであり、かつ、

9.4.2 当該通知に記載することが要求される同一の情報を記載している

9.5 延会にしなかった場合、当初の総会で適切に処理することができなかった可能性がある議事は、その総会の延会で処理することはできない。

10 総会の議長

10.1 会長は、総会の議長を務めるものとする。

10.2 会長が不在の場合、または会長が議長を務めることを望まない、もしくは総会の開始予定時刻から10分以内に出席しない場合、事務総長が総会の議長を務める。事務総長が不在の場合、または事務総長が議長を務めることを望まない、もしくは総会の開始予定時刻から10分以内に出席しない場合、

10.2.1 出席している理事会のメンバー、または、

10.2.2 （理事会のメンバーが一人も出席していない場合）総会

が、理事会のメンバー1名を議長に選ぶ、または理事会のメンバーが対応できないもしくは議長を務めることを望まない場合、正会員の代表を議長に選ばなければならない、議長の任命がその総会の最初の議事でなければならない。

11 非会員の出席および発言

11.1 理事会メンバーは、総会に出席し発言することができる。

11.2 総会の議長は、正会員または暫定会員の代表者でない者が総会に出席し発言することを許可することができる。

11.3 いかなる者も、複数のNOAの代表を務めることはできない。

- 11.4 NOAの代表は、当該NOAの会員でなければならない。
- 11.5 IOC倫理規程、WOA行動規範またはOLY行動規範に違反したと認定された者は、NOAを代表することはできない。

12 投票

- 12.1 すべての投票は、挙手にて行われるものとする。ただし、選挙での投票は、紙形式または電子形式によって無記名投票によって行われるものとし、かつ、
 - 12.1.1 正会員の代表、または、
 - 12.1.2 議長は、いずれの投票についても無記名投票を求めることができる。
- 12.2 各正会員を代表するオリンピック1名以外のいかなる者も、投票用紙または挙手にて投票することはできない。
- 12.3 総会に出席している代表のみが投票する資格を持つ。会議が電子的手段で開催される場合、適切に登録され、電子的に出席している者が出席しているとみなされる。
- 12.4 投票する各代表は、OLYのステータスを有している、またはOLYのステータスを得る資格のある優良なオリンピックでなければならない、委任による投票は認められないものとする。
- 12.5 総会の決定は、WOA定款の第11条を別として、投票総数の過半数によって行われる。未記入票、無効票または正しく記入されていない票は破棄され、必要とされる多数票の算定において考慮しない。棄権票も、同様とする。可否同数の場合、当該投票が行われた総会の議長が決定票を投じるものとする。ただし、選挙の投票は例外とし、この場合、同数が破られるまで、さらなる投票が行われる。理事会は、定款および細則に従って、定款の変更を除くあらゆる事案について郵便または電子的手段による投票を求めることができる。総会で投じられた票は、会長によって指名され理事会のメンバーの過半数票によって承認された投票検査人によって集められ、集計され、または監督される（電子的手段による場合）ものとする。理事会は、選挙投票について本定款に沿った追加的な手続を定めることができる。

13 投票の誤りと紛争

- 13.1 総会で投票した者の資格に対する異議は、異議が唱えられた票が投じられた総会または延会を除き唱えることができず、当該総会で無効とされなかったあらゆる票は有効である。
- 13.2 当該異議は、議長に付託しなければならない、議長の決定が最終的なものとする。

14 決議の修正

- 14.1 WOAから会員を除名する決議、定款もしくは細則を変更する決議、またはWOAを解散する決議は、以下の場合、総会での過半数票により修正することができる。

- 14.1.1 当該決議が提案される総会において、議長が修正を提案した場合
- 14.1.2 修正がその決議における文法的な間違いまたはその他の実質的でない間違いを修正するために必要な範囲を超えない場合
- 14.2 細則14.1に従うことを条件として、いかなる決議も、以下の場合、総会での過半数票により修正することができる。
 - 14.2.1 総会が開催される48時間以上前に（または、議長が決定するそれより後の時点で）、修正案の通知が正会員の代表により書面でWOAに行われる場合
 - 14.2.2 提案されている修正が、議長の合理的な意見において、当該決議の範囲を著しく変更するものではない場合
- 14.3 誠意をもって行動する議長が、決議の修正が限度を超えていると誤って決定した場合でも、その誤りは当該決議に対する投票を無効にしない。

15 書面決議

- 15.1 各正会員の投票権を持つ代表1名が出席し投票する総会で提案されていたならば、代表を通じた投票で可決するために必要となつたであろう数の正会員によって正式に作成された決議は、あたかもそれが正式に招集され開催された総会で可決されたかのように有効で効力を有するものとする。
- 15.2 本細則15の目的上、
 - 15.2.1 決議は、その目的のためにWOAによって指定された宛先に送付される1通以上の証書（電子的手段によるものを含む）または1件以上の電子通信で構成されるものとする。
 - 15.2.2 書面による証書は、それを作成する者が署名した時点で正式なものとなる。
 - 15.2.3 電子通信は、それを作成する者が送信した時点で正式なものとなる。ただし、事務総長が規定する方法（もしあれば）により、真正であることが証明されていることを条件とする。
 - 15.2.4 正会員は、同一の証書または電子通信を作成する必要はない。
 - 15.2.5 決議は、決議が正式に作成されているという十分な証拠を受領したことを事務総長が認証した時点で効力を有するものとする。
 - 15.2.6 事務総長が任命されていない場合、会長が本細則15に基づき事務総長の職務を遂行するものとする。
 - 15.2.7 決議には、正会員に対して当該決議への同意を表明する方法とその期限について知らせる書面が添付されていなければならない。
 - 15.2.8 提案された書面決議は、配布日から60日が経過する前に可決されなければ失効する。

16 大陸別グループ

- 16.1 大陸別グループは、正会員および暫定会員のグループであり、WOAに代わっ

て何らかの業務を行う独立した法的地位または権限を持たない。その目的は、共通の関心事項やベストプラクティスを共有し、地域のプロジェクトがあれば適宜調整し、理事会に送る代表を選出することにある。

- 16.2 会長は、各選挙会後またはその延会中（ただし、延会がWOA役員の選出後に行われることを条件とする）に、大陸別グループの理事を選出する各大陸別グループの会議を招集するものとし、かつ、会長は理事会の承認をもって、それ以外の時に大陸別グループの会議を招集することができる。大陸別グループは、そのメンバーの3分の1によるWOAへの書面による通知をもって、その大陸別グループの会議の開催を請求することができる。WOAは、当該通知の受領後30日以内に、その大陸別グループの会議を招集するものとする。当該会議は、対面で、または適切な電子的手段によって行うことができる。関連する大陸別グループ会議の通知は、その大陸別グループを構成する正会員および暫定会員すべてに送付しなければならない。
- 16.3 本細則16で定める場合を除き、総会における手続および投票について定める細則の規定は、大陸別グループにおける手続および投票にも同様に適用されるものとする。
- 16.4 会長は、会長のNOAが所属する大陸別グループの会議の議長を務めるものとする。会長が不在の場合、または自身の大陸別グループおよびその他のあらゆる大陸別グループの会議の議長を務めることを望まない場合、WOA会長は、その大陸出身の理事を会議の議長に任命することができる。会長が当該議長を任命しない場合、
- 16.4.1 出席している理事会のメンバー、または、
- 16.4.2 （理事会のメンバーが一人も出席していない場合）会議
- が、理事会のメンバー1名を議長に選ぶ、または理事会のメンバーが対応できない、もしくは議長を務めることを望まない場合、その大陸グループの正会員の代表を議長に選ばなければならない、議長の任命がその会議の最初の議事でなければならない。
- 16.5 議長によって許可されている場合を除き、正会員または暫定会員の代表は、その会員が所属する大陸別グループの会議以外の別な大陸別グループの会議に出席することはできない。

理事会

17 候補者の推薦手続

- 17.1 各正会員は、会長、事務総長または会計役のいずれかに立候補する者を1名推薦することができる。複数の役職に立候補することはできない。選挙の30日以上前にWOAが以下のものを受領していない限り、役職選挙の候補者に推薦することはできない。
- 17.1.1 該当の役職を務めることに同意し、細則28に従ってWOA行動規範を遵守する旨の立候補者の確認書
- 17.1.2 正会員からの立候補者推薦書

- 17.2 選挙会の直後または選挙会の延会中の各大陸別グループの会議で、各大陸別グループは、男性理事1名と女性理事1名を選出するものとする。選挙会で選出された会長、事務総長および会計役は、所属する大陸別グループによって選出される資格を持たないものとする。選挙の30日以上前にWOAが以下のものを受領していない限り、選挙候補に推薦することはできない。
- 17.2.1 理事を務めることに同意し、細則28に従ってWOA行動規範を遵守する旨の立候補者の確認書
- 17.2.2 当該大陸別グループの正会員からの立候補者推薦書
- 17.3 ある役職について有効な推薦を受けた候補がない場合、WOAは推薦手続を再開して、推薦期間を選挙会の23日前から選挙会の16日前までさらに7日間延長する。この2回目の推薦期間後も、あるポストについて有効な推薦を受けた候補がない場合、そのポストは空席のままとし、選挙会後に、WOA定款の第8.3.6条に従ってWOA会長の推薦に基づき理事会による選任によって埋めることができる。
- 17.4 IOC倫理規程、WOA行動規範またはOLY行動規範に違反したことが判明している者は、いかなるポストにも立候補できない。

18 選挙プロセス

- 18.1 総会または大陸別グループによる理事会選挙は、無記名投票によって決定されるものとし、各正会員の代表1名が1名の候補者に1票を投じるものとする。あるポストについて候補が1名しかいない場合、その候補が選出されるとみなされるものとする。各選挙は、最終的に1名の候補が投票総数の過半数を獲得するまで、得票数が最も少ない候補を順に1名ずつ排除していく連続投票によって行われるものとする。未記入票、無効票または正確に記入されていない票は破棄され、必要とされる多数票の算定において考慮しない。棄権票も、同様とする。得票数が同数の場合、同数が破られるまで、さらなる投票が行われる。
- 18.2 選挙会は、最初に会長、2番目に事務総長、3番目に会計役を選出するものとする。
- 18.3 選挙中に記入された投票用紙を集めて集計、または電子投票を監督し、その後結果を議長に報告するために、少なくとも3名の投票検査人が任命されるものとする。
- 18.4 事務総長は、WOAがどの選挙についても選挙後少なくとも1カ月間、投じられた票を保持するように図るものとする。
- 18.5 選挙会後の最初の理事会で、大陸別グループによって選出された理事会メンバーから副会長を2名選出するものとする。

19 任期

- 19.1 細則20および21に従うことを条件として、任期は以下のとおりとする。
- 19.1.1 総会によって選出された各役員の任期は、彼らが選出された選挙会の終了時から次の選挙会の終了時までとする。

- 19.1.2 大陸別グループによって選出された各理事の任期は、彼らが選出された大陸別会議の直後の選挙会の終了時から次の選挙会の終了時までとする。
- 19.1.3 IOCが任命した理事と理事会が選任した投票権を持たない理事の任期は、任命時から次の選挙会の終了時までとする。
- 19.1.4 既存の（2019年5月29日の細則改訂版の採択時点の）理事および／または役員最初の任期は、2015年10月22日にモスクワで開催された総会で変更された改訂版WOA定款の発効時に開始したとみなされるものとする。疑義を避けるため、上記の最初の任期は、2020年に開催される総会の終了時に終了する。
- 19.2 理事会の役員または理事は、それぞれの役職において（選出されたか、IOCによって任命されたか、理事会により選任されたかを問わず）、1期最大4年の任期を連続3期以上務めることはできない。ただし、会長職は例外とし、3期務めることができる。本項は、19.1.4項に従うことを条件とする。

20 理事会メンバー資格の解除

理事会のメンバーは以下の場合、理事会のメンバーの資格を喪失する。

- 20.1 WOAへの書面による通知によって辞任した場合（ただし、辞任の通知が発効する時点で、理事会のメンバーが少なくとも2名残っている場合に限る）
- 20.2 理事会が以下のいずれかを理由としてその者を解任すべきであると3分の2の多数によって決議した場合
- 20.2.1 理事会の許可なく定例会議を3回以上欠席している
- 20.2.2 細則28、OLY行動規範またはIOC倫理規程に従って定められたWOA行動規範に対し十分に重大な違反を犯している

ただし、その者が復職を求めて発言することを選択するならば、かつ理事会からの即時の解任に影響を与えることなく、復職を求めるために次回の総会で発言することができ、過半数票により復職を果たすことができる。

21 欠員と選任

- 21.1 会長、事務総長または会計役の役職に欠員が生じた場合、理事会は、いずれかの選出理事をその役職に任命することができる。ただし、会長職の欠員を埋める場合は、副会長のうち1名を任命しなければならない。当該任命は、次回の総会までの間のみ有効とし、その総会にて次の選挙会まで当該役職を務める者が選出される。
- 21.2 IOCの指定代表が理事ではなくなった場合、IOCは、代替りの代表を指定することができるが、理事会から解任された者についてはその再任が理事会によって事前に承認されていない限り、復職させることはできない。
- 21.3 理事会は、WOA定款の規定に従って、投票権を持たない理事を選任することができる。

22 理事会の招集

- 22.1 WOA定款および本細則の規定に従うことを条件として、理事会は、迅速な業務の処理のために会議の開催、会議の延期、または適切とみなす方法で会議を決定することができる。
- 22.2 理事会はいつでも、会長、または任意の理事3名が事務総長に請求を提出することにより招集することができる。
- 22.3 当該招集状においては、理事会の開催場所、日時、方法を明示するものとする。どの理事会メンバーも、会議の通知を受ける権利を放棄することができ、当該権利放棄は遡及的に適用できる。
- 22.4 理事会またはいずれかの委員会の会議によって誠意をもってなされた行為は、後にその者の任命もしくは在任に何らかの瑕疵があった、またはその者もしくはそのいずれかが不適格であったことが判明したことにかかわらず、その者それぞれが正当に任命された、もしくは正当に在任しており、理事会または場合に応じ委員会のメンバーとなる資格があったかのように、有効であるものとする。

23 理事会の定足数

- 23.1 理事会の議事の処理に必要な定足数は、理事会によって随時定めることができ、他の数字で定められない限り、理事会の過半数（半数プラス1）とする。
- 23.2 定足数が出席している理事会は、理事会がその時点で行使できるあらゆる権限および裁量を行使する資格を有するものとする。

24 理事会の議長

会長が理事会の議長を務めるものとする。ただし、議長が不在の場合は、事務総長が議長を務める。会長も事務総長も不在の場合、理事の間から多数決によって議長を互選するものとする。

25 投票

- 25.1 理事会で生じた懸案事項は、投票総数の過半数によって決定されるものとする。同数票の場合、議長が2票目または決定票を有するものとする。
- 25.2 すべての投票は、別段の合意がある場合を除き、挙手にて行われるものとする。

26 電話会議／ビデオ会議

- 26.1 理事会、または理事会のいずれかの委員会の全員もしくは一部は、会議用電話、またはその会議のすべての出席者が会議全体を通して互いに効果的にコミュニケーションを取ることを可能にする通信機器によって、理事会もしくは当該委員会の会議に参加することができる。
- 26.2 そのような形で参加する者は、その会議に直接出席しているとみなされるものとし、投票する権利を有し、またはしかるべく定足数に数えられるものとする。

する。

- 26.3 当該会議は、最も多くの参加者のグループが集まっている場所、またはそのようなグループが存在しない場合はその時点での議長の所在地で行われるとみなされるものとする。

27 書面決議

- 27.1 理事会の全員によって、または本細則によって設置された委員会のメンバー全員によって正式に作成された決議は、あたかもその決議が、正式に招集され開催された理事会または（該当する場合は）当該委員会の会議において可決されたかのように有効で効力を有するものとする。

- 27.2 本細則27の目的上、

27.2.1 決議は、その目的のために事務総長によって指定された宛先に送付される1通以上の書面、または1件以上の電子通信で構成されるものとする。

27.2.2 証書は、それを作成する者が署名した時点で正式なものとなる。

27.2.3 電子通信は、それを作成する者が送信した時点で正式なものとなる。ただし、事務総長が規定する方法（もしあれば）により、真正であることが証明されていることを条件とする。

27.2.4 理事会または（場合に応じて）本細則に基づき設置された委員会のメンバーは、同一の証書または電子通信を作成する必要はない。

27.2.5 決議は、決議が本細則27に従って正式に作成されているという十分な証拠を受領したことを事務総長が認証した時点で効力を有するものとする。

27.2.6 事務総長が任命されていない場合、会長が本細則27に基づき事務総長の職務を遂行するものとする。

28 WOA行動規範

- 28.1 理事会は、良好なコーポレートガバナンスの原則に沿った倫理的な方法で行動することを、理事会メンバーに義務付ける行動規範を承認し、維持するものとする。行動規範には適宜、IOC倫理規程を組み込むものとする。行動規範の適切なNOA版を作成するものとし、各NOAは、その申請手続の一環として、または場合に応じて遡及的に、この行動規範に同意しなければならない。行動規範の適切なWOAスタッフ版を作成するものとし、あらゆるWOAスタッフ、長期コンサルタント、WOAに代わって行動するあらゆるIOCスタッフは、この行動規範に同意し署名しなければならない。

- 28.2 行動規範違反登録簿はWOAによって記録されるものとし、あらゆる審理および決定の報告書が公表されるものとする。

- 28.3 理事会選挙に立候補する者は、立候補の意思確認の一環として、行動規範、OLY行動規範またはIOC倫理規程に違反していると認定されたことがなく、かつ選出された場合、WOA行動規範およびIOC倫理規程に従うことに同意する

旨を明示的に述べなければならない。新たに理事会に選出されたメンバーはそれぞれ、WOA行動規範に署名しなければならない、署名しなければ選出は無効とみなされる。

29 利益相反

- 29.1 理事会メンバーは、自身がWOAの利益と相反する、または相反する可能性のある直接的もしくは間接的な利益を有している、または有する可能性のある状況に気付いた場合、その状況を他の理事会メンバーに公表しなければならない。ただし、その状況が利益相反を生じさせる可能性があるとは合理的にみなすことができない場合は除く。
- 29.2 細則29.1に基づき開示すべき理事会メンバーの利益は、理事会の会議で、または理事会メンバーの利益の登録簿に記録され年1回更新される一般通知によって公表することができる。
- 29.3 理事会のあるメンバーに利益相反が生じた場合、他のメンバーは、以下の条件のすべてが満たされている場合、当該利益相反を容認することができる。
- 29.3.1 当該メンバーが、会議においてその利益相反が議論される際に、席を外していること
- 29.3.2 当該メンバーが当該事案について投票せず、その会議において定足数が出席しているかどうかを計算する際に定足数に数えられないこと
- 29.3.3 生じた利益相反を容認することがWOAの利益にかなうと他のメンバーが納得し同意していること

30 委任

- 30.1 定款および本細則に従うことを条件として、理事会は、理事会に与えられた権限のいずれかを、
- 30.1.1 理事会が適切とみなす者または委員会に、
- 30.1.2 理事会が適切とみなす手段で、
- 30.1.3 理事会が適切とみなす範囲で、
- 30.1.4 理事会が適切とみなす事案または領域に関して、
- 30.1.5 理事会が適切とみなす条件で、委任することができる。
- 30.2 理事会がそのように定めた場合、当該委任は、被委任者による理事会の権限のさらなる委任を認めることができる。
- 30.3 理事会は、委任の全部または一部を撤回、またはその条件を変更することができる。

31 委員会

- 31.1 理事会がその権限のいずれかを委任した委員会は、少なくとも1名の理事会メ

ンバーを含んでいなければならず、理事会による採決について定める細則の規定が適用される限りにおいて、それらの規定に基づく手続に従わなければならない。

- 31.2 理事会は、全部または一部の委員会について委任事項および手続規則を作成することができる。当該委任事項および手続規則が細則31.1に従って細則から作成された規則と一致しない場合、当該委任事項および手続規則が優先する。

32 理事会および書面決議の記録

理事会は、WOAが理事会によって下されたすべての決定の記録を、記録された決定の日から少なくとも10年間、書面で保存するように図らなければならない。

一般規定

33 通知

- 33.1 理事会招集通知を含め、WOA定款または本細則に従っていずれかの者に送付される、またはいずれかの者から送付される通知は、書面で行われるものとし、通知を与える者にその目的のためにその時点で通知されている宛先に、郵便、または電子通信を用いて交付または送付することができる。
- 33.2 WOA定款および本細則に従うことを条件として、理事会による採決に関連して理事会メンバーに送付または提供されるあらゆる通知または文書は、そのメンバーがその通知または文書の送付または提供のために要請した手段によって、当面送付または提供することもできる。
- 33.3 理事会メンバーは、その理事会メンバーに特別な方法で送付される通知または文書は送付から指定の期間内に受領されたものとみなされるものとし、その指定の期間を48時間未満とすることでWOAと合意することができる。
- 33.4 細則33.3に従うことを条件として、通知は、郵便で送達される場合、投函から48時間後に送達されたとみなされるものとし、当該送達の証明においては、通知を記載した書簡が適切に宛先を付され、前納され、投函されたことを証明すれば十分であるものとする。電子通信によって送付された通知その他の文書は、送信された日から48時間後に交付されたとみなされるものとし、送信完了または受領完了の電子的確認が、通知がファックス番号または電子メールアドレスに行われたことの確定的な証拠となるものとする。

34 会員への財務書類の配布

WOAは、各会計年度の年次財務書類および報告書の写しをすべての正会員および暫定会員に送付、またはその財務書類および報告書の写しをウェブサイト上に掲載し、当該財務書類と報告書を閲覧できるウェブサイトのアドレスを記載した通知をすべての正会員および暫定会員に送付しなければならない。写しは、WOAが最新の宛先を持っていない者に送付する必要はない。

35 規則および規約

理事会は随時、WOAの適切な運営のために必要または便利とみなす規則または規約を作成する（および変更する）ことができる。正会員は、WOA定款および本細則に定める手続に従って当該規則または規約を変更、追加、または取り消す権限を有するものとし、理事会は、あらゆる当該規則または細則について正会員および暫定会員に知らせるために十分と考える手段を採用するものとし、当該規則または細則は、すべての会員に対して拘束力を有するものとする。ただし、いかなる規則または細則も、WOA定款もしくは本細則に記載するいかなる規定とも相反しないものとし、またはWOA定款もしくは本細則に記載する規定に影響し、もしくは無効にしないものとする。

36 発効

36.1 本細則は最初に、1995年11月21日にスイスのローザンヌで開催されたWOAの理事会による承認をもって発効した。

36.2 本細則は、その後開催された以下に記載するWOAの理事会で変更された。

36.2.1 2019年5月29日、スイス・ローザンヌ

36.2.2 2020年8月11日、スイス・ローザンヌ